

広川町農業委員会
第35回総会議事録

(令和2年6月5日)

広川町農業委員会

広川町農業委員会第35回総会議事録

令和2年6月5日広川町農業委員会第35回総会が広川町役場3階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項2 農地法施行規則第29条第1号の届出書
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第4号 非農地証明に関する件
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認の件

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
議長	大石 義勝	6	野田 光浩
会長代理	熊添 泰行	7	野田 京子
1	原野 利男	8	馬場 啓介
2	庄籠 弘典	9	丸山 信夫
3	角 武治	10	鹿田 勝師
欠	中村 和浩	11	山崎 義史
5	鐘ヶ江 百合子	12	渡邊 鉄也

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
欠	田中 秀典	欠	弓削 和幸
2	古賀 秀之	9	稲員 雅史
3	中村 正明	欠	野田 隆文
4	山村 光重	欠	山下 明俊
欠	丸山 敬二郎	12	中島 和彦
6	綾戸 睦夫	欠	古賀 英夫
7	渡邊 通稔		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 井上 周亮 書記 田中 和弘

会長代理 熊添泰行

開会のあいさつ

今回も新型コロナウイルスの対策のため農地利用最適化推進委員の参集を議案の担当委員のみとしました。

議長 会長あいさつ

議長 議事録署名人 2番 庄籠 弘典 農業委員、11番 山崎 義史 農業委員
欠席委員 4番 中村 和浩 農業委員

議長 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 新代 字 下ヶ島 1筆、下相川 4筆 (借受人：■■■ ■■■) (貸付人：■■■ ■■■) 理由 耕作者の都合によるもの。

説明 順位2 藤田 字 向エ田ノ三 1筆 (借受人：■■■ ■■■) (貸付人：■■■ ■■■)
理由 耕作者の都合によるもの。

議長 事務局の説明が終わりましたので、この件について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 鹿田 勝師 農業委員 借受人は、借り貸しの異動が大変多いようですが大丈夫ですか。

議長 大変多くを借地されていますので、条件に応じた借地の整理をされているようです。

事務局 この件の土地は、別の借受人が決まっているようです。

議長 他にありませんか。

全委員 質問なし。

議長 無いようでしたら次に進みます。報告事項2 農地法施行規則第29条第1号の届出書 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 水原 字 二付岩 1筆 (届出人：■■■ ■■■) 理由 農業用機械倉庫。

順位2 川上 字 割子田 1筆 (届出人：■■■ ■■■) 理由 農業用車庫。

議長 事務局の説明が終わりましたので、この件について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議長 無いようでしたら次に進みます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 川上 字 前田 1 筆 (譲受人:■■■■) (譲渡人:■■■■)「贈与」

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 渡邊 通稔 推進委員 事務局から詳しく説明あったとおりですので私から述べることはありません。 ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 一條 字 徳成 1 筆 (申請人:■■■■)「摘要:一般住宅用地及び駐車場、資材置場」

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

12番 中島 和彦 推進委員 住宅地の直ぐ横にあり畑で有ること知らなかったと言われていました。条件的に転用されても問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

5番 鐘ヶ江 百合子 農業委員 このような案件が多いようですが、砂利を撤去すれば、追認できるのですか。

事務局 以前に追認として申請され審議した案件は、許可条件を満たすものです。条件を満たさなければ農地に戻してもらいます。

6番 綾戸 睦夫 推進委員 場所と条件次第(整えば)と言う事ですよ。

事務局 農地に農業用の車を入れる場合に侵入する場所がコンクリートや砂利を敷かれていても農業生産に必要な農地の一部です。道路に置けば違法駐車になります。また、果樹園などの園内道路に車の轍を固める事は、農作業上必要なことです。違法な事ではないと判断します。

議長 他にありませんか。

全員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手（賛成多数）。

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。次に進みます。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 長延 字 水尻 1筆（譲受人：■■■ ■■■）（譲渡人：■■■ ■■■）「契約の種類：売買」「摘要：駐車場及び資材置場」

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4番 山村 光重 推進委員 この土地は、所有者の親戚の方が野菜を作っていたが高齢になられて現在は不作付けとなっています。転用することには、問題がないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位2 事務局の説明をお願いします。この案件は、■■■ ■■■ 推進委員が当事者ですので退室してください。

事務局

説明 順位2 長延 字 水尻 1筆（譲受人：■■■ ■■■）（譲渡人：■■■ ■■■）「契約の種類：売買」「摘要：貸駐車場」

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

3番 中村 正明 推進委員 事務局からの説明があったとおり申請地の周囲は宅地です。農地として使う事が難しい状態です。

8番 綾戸 睦夫 推進委員 この土地の周囲と申請地の行政区は、久泉区になりますので私から補足させていただきます。農作業の消毒や草刈りなどで住宅地に迷惑をかける状態になり、耕作が難しい状態です。また、排水承諾の問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたら、お願いします。

10番 鹿田 勝師 農業委員 申請地の出入り口はどこになりますか。

事務局 県道側になります。

議長 他にありませんか。

全員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。■■■ ■■■ 推進委員は、入室してください。
続きまして順位3 事務局の説明をお願いします

事務局

説明 順位3 川上 字 前田 1筆 (譲受人：■■■ ■■■) (譲渡人：■■■ ■■■) 「契約の種類：売買」「摘要：一般住宅」

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 渡邊 通稔 推進委員 譲受人は、現在アパートにお住まいです。今回この地に住宅を建て住まわれます。 ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

8番 馬場 啓介 農業委員 排水の承諾はありますか。

事務局 水利組合からの排水承諾はあります。

議 長 他にありませんか。

全 員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位4 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位4 川上 字 割子田 1筆 (譲受人：■■■ ■■■) (譲渡人：■■■ ■■■) 「契約の種類：贈与」「摘要：一般住宅及び農業用車庫」

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 渡邊 通稔 推進委員 事務局から説明があったとおりです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位4について質問意見等ありましたらお願いします。

5番 鐘ヶ江 百合子 農業委員 譲受人の仕事は何をされていますか。

事務局 会社員です。

議 長 他にありませんか。

全 員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位4について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位5 事務局の説明をお願いします

事務局

説明 順位5 新代 字 八郎木 2筆 (譲受人:■■■ ■■■) (譲渡人:■■■ ■■■) 「契約の種類:売買」「摘要:共同住宅(1棟6戸)」

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 稲員 雅史 推進委員 申請地は水利組合がないので区長から承諾をもらっています。
ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位5について質問意見等ありましたらお願いします。

会長代理 熊添 康行 農業委員 現地写真で見ると進入路の両側は道ですか。

事務局 両方と私有地の住宅地です。

議 長 他にありませんか。

全 員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位5について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位6 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位6 新代 字 南方 1筆 (譲受人:■■■ ■■■) (譲渡人:■■■ ■■■) 「契約の種類:売買」「摘要:事務所及び倉庫の駐車場」

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 稲員 雅史 推進委員 事務局の説明があつたとおりです。問題はありません。
ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位6について質問意見等ありましたらお願いします。

全 員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位6について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位7 事務局の説明をお願いします

事務局

説明 順位7 広川 字 八ツ家 2筆 (譲受人:■■■ ■■■) (譲渡人:■■■ ■■■) 「契約の種類:売買」 「摘要:共同住宅(2棟18戸)」

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 稲員 雅史 推進委員 事務局の説明があったとおりです。水利も問題はありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位7について質問意見等ありましたらお願いします。

5番 鐘ヶ江 百合子 農業委員 申請地は、下水道はないのですか。

事務局 下水道はありません。

議 長 他にありませんか。

全 員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位7について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして 議案第4号 非農地証明に関する件について 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 大字 水原 字 兎谷 5筆 字 下鴨谷 1筆 申請者:■■■ ■■■ 現況山林のため

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

2番 古賀 秀之 推進委員 現地は山林の状態です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

8番 馬場 啓介 農業委員 植林をしているのですか。

事務局 杉の木を植えてあるようです。

3番 角 武治 推進委員 非農地証明は何に使うのですか。

事務局 登記地目を変えられると思われま。

6番 綾戸 睦夫 推進委員 申請地は団体パイロットの近くですが、申請人が購入する前に畑

の転換で植林された土地だと思われます。

議 長 他にありませんか。

全 員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。次に進みます。議案第5号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認の件について 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 農業経営基盤強化促進法による所有権移転 大字 吉常 字 オドロク 1筆
(移転を受ける者：■■ ■■) (移転する者：■■ ■■)

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。この件について質問意見等ありましたらお願いします。

全 員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。この件について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で承認する事とし、町長にこの旨を報告します。
以上で審議は終わりました。